

第 2 6 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和 4 年 8 月 1 2 日午前 9 時 2 0 分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎 5 階農業委員会室に招集した。

出席委員（16名）

2 番 高 橋 基	3 番 渡 邊 隆 文	4 番 立 原 清 子
8 番 一 木 克 昭	1 0 番 安 藏 久 男	1 1 番 皆 川 重 文
1 2 番 浅 井 紘 一	1 3 番 市 村 正 司	1 4 番 吉 澤 勇
1 5 番 笹 沼 恭 一	1 6 番 関 成 一	1 8 番 伊 藤 明 美
1 9 番 軍 地 美 代	2 0 番 高 安 幸 一	2 3 番 小 島 雄 一
2 4 番 外 岡 健 寿		

欠席委員（8名）

1 番 江 橋 健 男	5 番 今 関 征 一	6 番 深 谷 泉
7 番 飛 田 信 広	9 番 雨 谷 克 己	1 7 番 皆 川 晃
2 1 番 加 倉 井 幸 夫	2 2 番 大 圖 金 雄	

事務局

次 長 吉 川 正 浩	副 参 事 兼 次 長 補 佐 兼 調 査 広 報 係 長	岩 間 雅 徳
農 地 係 長 谷 津 知 一	農 地 係	関 拓 也
農 地 係 塚 田 一 平		

内 容

1. 議事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について
- 議案第 4 号 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認について
- 議案第 5 号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 追加議案 農地の公売参加適格者証明願に対する承認について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第5号 農地改良協議に対する同意について
- 報告第6号 転用事実証明の発行について

会議の概要

事務局 定刻前ではございますが、本日出席予定の委員さん全員おそろいですので、ただいまから総会を始めたいと思います。

なお、本日、事務局長の横山なのですが、体調不良で欠席させていただきたいということで連絡がありましたので、ご報告いたします。

それでは会長、開会をよろしくお願いします。

会長 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまでございます。

先月7月は、私はA班ということで総会には出席しませんでした。B班、C班での総会ということであったと思うんですけども、1か月前にはこんなに悪い状況になっているとは全然思ってませんでした。この新型コロナウイルス感染者が1週間で149万人も出ております。ちなみにアメリカが75万人、韓国が72万ということで、このままでいくととんでもないような数字になると思います。水戸においても2万2,000人近くの感染者が出ていますね。大体1日400人前後で推移しております。ですので、あと少しすると10人に1人が新型コロナウイルスにかかっているという計算になりますし、間違いなくそのようになると思います。そのような状況でありますので、本当に皆様には再度重ねてなんですけれども、注意をしていただきたいと思っております。

そういう中で、実は水戸市長から農業委員会に農地転用許可後における不法投棄や申請書類に記載のもの以外のもので埋めたりとか、あるいは地盤を改良しているとかそういった事例があるということで、厳正な対処をしてほしいというような依頼がありました。しかし、我々農業委員会とすれば転用許可を出すまでの間に、そういった物が入られるなど、そういう予想はつかなくて転用許可しているわけでありまして。1回そのような行為を行った業者は連続でやりますから、そういった業者のブラックリストというのか、そういう表を作って、何か問題のありそうな業者には色々チェックをしていくというようなことも必要ではないかと思っております。

というのも私の自宅に本当に近くなんですけども、以前地元の建設会社に約2反5畝ぐらいの資材置場として転用許可を出しました。私も初めて現場へ行って見たんですけども、1メートル程きれいに土を鋤き取り、そこにRC材を入れてそれで資材置場の地盤とするというようなことなんですけれども、やはりこれについては廃棄物対策課でも目を光らせていまして、最近特にそういったところに関するものについては、厳正に対処をしていかなければならないというようなことを農業委員会とも協議をしまして、廃棄物ということで全部撤去してくださいということになりました。でありますので、今後についてはいろいろな事案があった場合に皆様、目を光らせて

いただければと思っております。

以上であります。

本日は大変ご苦勞さまでございます。

高安委員，どうぞ。

高安委員 20番，高安です。突然すみません。

この間，私の母の葬儀に参列，弔問いただきましてありがとうございました。今後とも私ども努力してまいります。ご指導のほどよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

議 長 それでは，ただいまから第26回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は，予定された人全員16名であります。欠席は8名であります。よって，過半数に達しておりますので，農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき，会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして，議事録署名人の選出につきましてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議 長 ただいま議長一任との声がございましたが，議長が指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは，異議なしと認め，議長より指名をさせていただきます。

3番，渡邊隆文委員，8番，一木克昭委員，よろしく願います。

追加議案がありますので，事務局から説明をさせます。

事務局 追加議案がございますので，お手元の追加議案と記載された用紙をご覧ください。

案件ですが，8月9日付で農地の公売参加の適格者証明願の提出がありました。こちらの入札期日が8月25日から9月1日ですので，9月の総会に諮ったのでは間に合わないことから，水戸市農業委員会総会案件の取扱い要綱の第4条第1項第2号に基づきまして，総会招集日の3日前までに提出されたことにより追加議案とさせていただきます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、議案を追加することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、追加することに決定いたします。

次に、審議総括表について、事務局から説明をさせます。

事務局 第26回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が7件、農地法第4条の審議案件が4件、農地法第5条の審議案件が28件、先ほど追加議案とすることが認められましたので、公売参加に係る適格証明願が1件増えますので、お手元の審議総括表を4件に直していただきたいと思えます。土地現況証明が2件でございます。

報告事項としまして、農地法第3条の3の届出が8件、農地法第4条の届出が4件、農地法第5条の届出が13件、農地改良協議が1件、登記官等からの地目確認照会が3件でございます。

追加議案を含む審議案件、報告事項合わせまして74件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に私の担当地区については、関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を16番、関成一委員によりしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。この案件は、17番、皆川委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番，高安です。5番，今関委員の代理発言になります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番，一木です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

渡邊委員 3番，渡邊です。7番，飛田委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当かと思われますので，ご審議をよろし
く願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番, 浅井です。

この案件について調査検討した結果, 法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や事務所等が連坦していることから, 農地区分は第3種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。15番, 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は農用地利用計画における用途区分が農業用施設用地である農地であり, 農地法第4条第6項本文ただし書きに該当します。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。15番, 笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの解答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。6番、深谷委員の代理発言です。

この案件について調査した結果、法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。この案件は、17番、皆川委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当ということで連絡がありました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番，皆川です。この案件も17番，皆川委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当ということでございますので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番，皆川です。17番，皆川委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるとのことですので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院と特別支援学校があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

以上でございます。

事務局 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。17番、皆川委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるとのごことでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、申請地は令和4年6月16日に許可済であります。夫婦間において持ち分を変更して許可を受け直したく許可の取消願を提出の上、再申請されたものでございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番，関です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番，関です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから，農地区分は第1種農地と思料されますが，農地法施行規

則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま

す。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われま

す。皆様のご審議よろしくお

願ひいたします。
議 長 関係委員から許可相当とのご意見でござい

ますが, いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
議 長 異議なしとのこと

でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま

す。
次に, 第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。
事務局 第8項でござい

ますが, 内容は議案書のとおりでござい

ます。申請地は宅地や
雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料さ

れます。
議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ており

ます。
以上でございます。
安藏委員 10番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われま

す。皆様のご審議よろしくお

願ひいたします。
議 長 関係委員から許可相当とのご意見でござい

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項から第11項は同一事業であるため、まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項及び第11項は同一事業でございますので、併せてご説明いたします。

契約内容は第10項は贈与、第11項は売買でございます。受人は現在アパートに住んでおりますが、手狭なため住家を新築したい旨の申請でございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番, 高安です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関委員 16番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 許可と決定いたします。

次に, 第14項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第14項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。9番、雨谷委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願。いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項から第17項は関連があるため、まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項及び第17項でございますが、関連がありますので、併せてご説明いたします。

契約内容は、両案件とも売買でございます。受人は現在アパートに住んでおりますが、手狭なため住家を新築し、併せてごみ置場がないため、ごみ置場を設置したい旨の申請でございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお、第16項は建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。9番、雨谷委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議願。います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。9番、雨谷委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や店舗等が連坦していることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番, 吉澤です。9番, 雨谷委員の代理発言となります。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第20項を上程いたします。

事務局から説明を求めます。

事務局 第20項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番, 吉澤です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第21項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第21項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投

資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第22項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第22項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や
山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料され
ます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 3番、渡邊です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当かと思われるので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。6番、深谷委員の代理発言です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第26項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第26項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23番, 小島です。

この案件について調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第27項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第27項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから, 農地区分は第1種農地と思料されますが, 農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。22番, 大圖委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第28項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第28項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に小学校と歯科医院があることから、農地区分は第3種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。22番、大圖委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認についてを上程します。

まず第1項を上程します。

事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが、願出人は経営規模の拡大を図るとして農地の公売に参加するため、証明願が提出されたものでございます。

入札期間は令和4年8月25日から令和4年9月1日で、開札期日は令和4年9月6日でございます。

以上でございます。

議 長 この案件については、願出人の住所と土地の担当委員が違いますので、両委員から意見をいただきます。

まず、住所地の関係委員として高安委員、ご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。5番、今関委員の代理発言になります。

調査検討した結果、法令に照らし適格者ということでございますので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 次に土地の関係委員として関委員、ご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし適格者であると思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から適格者のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、願出人は建売住宅建築を目的として農地の公売に参加するため、証明願が提出されたものでございます。

なお、建築指導課へ開発の許可見込みについて確認したところ、開発許可申請がなされた場合には許可見込みがあるとの確認をしております。

なお、公売案件は、第1項と同じでありますので、入札情報等は省略いたします。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし適格者と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から適格者のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、願出人は経営規模の拡大を図るとして、農地の公売に参加するため、証明願が提出されたものでございます。

なお、公売案件は第1項及び第2項と同じでございますので、入札情報等は省略いたします。

以上でございます。

議長 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし適格者であると思われまます。ご審議をお願いいたします。

議長 長 関係委員から適格者のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてを上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは皆様のお手元でございます資料別紙1に基づいて説明をさせていただきます。

議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてでございますが、第1項につきましては、開江町の畑、面積76平方メートルの土地について、土地現況証明願がございまして、農業委員3名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであることを確認できましたので、非農地として証明を可とするものでございます。

第2項につきましても、同じく転用目的のとおりであることが確認できましたので、非農地として証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議長 長 事務局から説明がありましたけれども、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 それでは、農政課、伊澤よりご説明させていただきます。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について説明いたします。

令和4年農用地利用集積計画書（案）の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から4段目それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、田が2万9,244平方メートル、うち再設定が1万8,687平方メートル、畑が1万357平方メートル、うち再設定が2,603平方メートル、設定者は16名、取得者は8名、うち再設定の設定者が9名、取得者が6名でございます。

利用権設定日は、令和4年8月19日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

また、中間管理機構を介した利用権設定の転貸先一覧につきましては、最終ページに記載がございますので、各自ご確認をお願いいたします。

議案第6号につきまして説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、冒頭で追加議案としました農地の公売参加の適格者証明願に対する承認についてを上程します。

まず第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、願出人は経営規模の拡大を図るとして農地の公売に参加するため、証明願が提出されたものでございます。

なお、公売案件は議案第4号の審議しました同一の公売案件でありますので、入札情報等は省略いたします。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし適格者であると思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から適格者のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、報告第5号、報告第6号につきましても、資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして、第26回総会を閉会いたします。

ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時45分